

事業内ホームヘルプ制度の現状

－ 昭和47年8月 －

労働省 婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉対策の一環として昭和35年以来“事業内ホームヘルプ制度”の普及推進を図ってきたが、現在本制度は事業所が単独で行なり単一方式及び複数の事業所が共同で行なり共同方式により、全国各地の多数の事業所や事業主団体において実施をみている。ここに最近各事業所および団体に提出を求めた実施状況等に基づく、制度推進の現状を紹介し、本制度に関心をもたれる方々の御参考に供する。

昭和47年8月

労働省婦人少年局

事業内ホームヘルプ制度現状

目 次

I 制度推進の概況	1
1. 制度の趣旨	1
2. 制度実施事業所数	5
(1) 方式別、都道府県別にみた制度実施事業所数	5
(2) 産業別にみた制度実施事業所数	5
(3) 従業員数別にみた制度実施事業所数	7
(4) 世帯数別にみた制度実施事業所数	8
3. 制度利用料の実情	8
(1) 利用料の実情	8
(2) 利用料の推移	9
4. ホームヘルパー派遣期間の限度	10
5. ホームヘルパー派遣状況	11
(1) 事由別にみた派遣状況	11
(2) 階層別にみた派遣状況	11
(3) 家族派遣率	12
6. ホームヘルパーの労働条件	12
(1) 身 分	12
(2) 労働時間、休憩、休日	12
(3) 給 与	14
(4) 各種手当	15
7. 制度運営の問題点とその対策	16
(1) 制度運営に関して	16
(2) ホームヘルパーの労務管理について	17
II ホームヘルパー養成の概況	18

付 表

付表1. 制度実施事例	20
付表2. 産業別実施事業所数	22
付表3. 産業別制度実施事業所名簿	23

I 制度推進の概況

1. 制度の趣旨

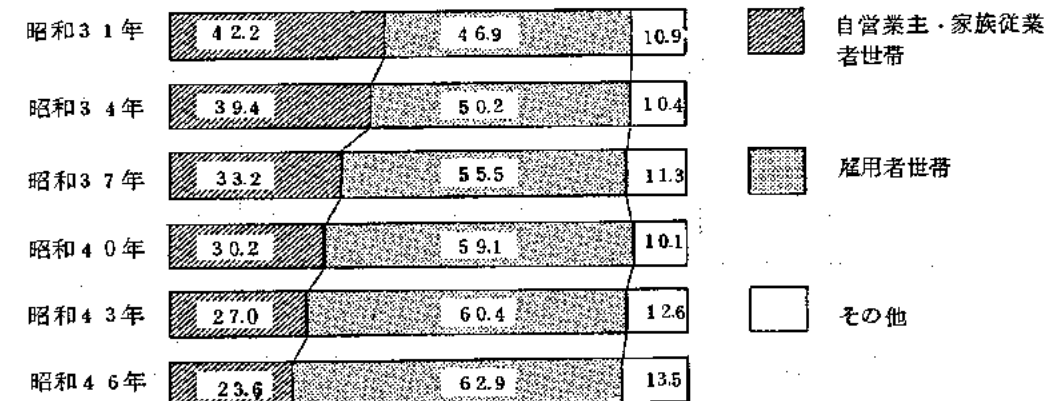
事業内ホームヘルプ制度は、労働省婦人少年局が労働者家族福祉対策の一環として普及推進を図っているものであるが、これは「事業所又は事業主団体が家事援助を行なうのに適当な婦人（ホームヘルパー）を雇っておき、従業員家庭の家事担当者に事故のあるときに、家庭からの申請により、ホームヘルパーを派遣して家事援助を行なわせる。」ものである。

近年、我国社会の近代化にともなって工場や会社などの企業に雇用される人々、つまり勤労者の数は著しく増加している。これにともない勤労者を生計の中心とする勤労者世帯数も年々増加し、昭和46年には我国世帯数の62.9%（1,970万世帯）を占めるに至った。（第1図）

また、夫婦のみ、夫婦または片親と子供からなる基本世帯、いわゆる核家族が増加の傾向にあり、昭和35年には普通世帯総数の60.2%（1,178.8千世帯）を占めていたものが、昭和45年には63.4%（1,695.2千世帯）を占めるようになり、この10年間で5,164千世帯増加した。（第2図）

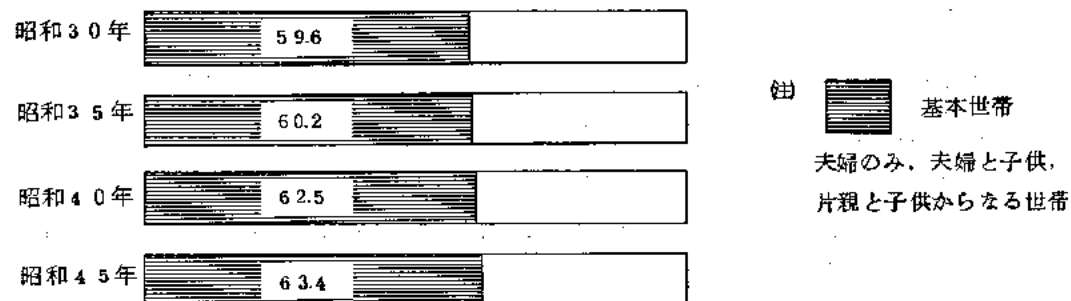
この核家族化に伴って1世帯あたりの人数も減少し昭和46年には勤労者世帯の平均世帯人員は3.2人となった。（第1表）

第1図 世帯業態別世帯数の推移



資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

第2図 普及世帯総数に占める基本世帯の割合



資料出所「国勢調査(1%抽出集計結果)」

第1表 世帯主の業態別平均世帯人員

区 数	31年	34年	37年	40年	43年	46年
総 数	4.4人	4.1人	3.9人	3.7人	3.5人	3.3人
自営主・家族従業者世帯	5.4	5.0	4.9	4.8	4.5	4.2
雇 用 者 世 帯	3.9	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2
そ の 他	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	2.4

資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

このような状況において、勤労者家庭においては勤労者家庭の家事担当者に事故があった場合、家事を代行する同居者がいないため、家庭の秩序が混乱するおそれがある。労働省婦人少年局で行なった昭和43年の調査によると、勤労者家庭において1年間に妻が病気や出産で床についたことのある世帯は41%で平均就床日数は13.4日である。この場合家事を同居の家族で処理したものが74.8%でそのうちの過半数(67.2%)は夫が(平均欠勤日数3.8日)代行している。出産時において妻が出産前後に床についた日数は平均25.4日を

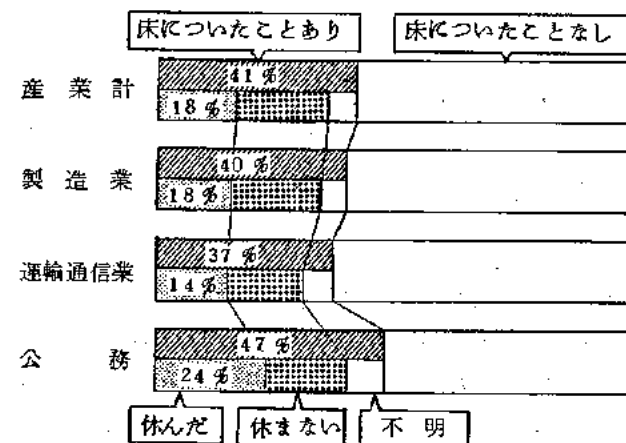
占め、この場合の家事代行者は「親せきの人」が56.0%で最も多く、「同居の家族」が45.4%で次に多い。同居の家族の場合夫が一番多く54.3%を占め、夫の平均欠勤日数は3.2日となっている。(第2表)

また以上の妻の病気や出産の際に家事の手代りに困ったという世帯が38%にのぼっており、その理由としては「親せきが遠い」(40.0%)が最も多く次いで「人を雇いたい費用がかかり過ぎる」(32.0%)、等があげられている。(第4図)

これらの結果から、勤労者家庭の不時の事故の際の家事の手代りを組織的に確保する方法として、事業内ホームヘルプ制度の意義は大きく、一方においてはホームヘルパーという中高年婦人に適した職業を生みだしている。

ホームヘルパーは家事使用人とは異なり、事業所に雇用されて労働基準法による保護並びに各種社会保険の適用を受け、身分的にも経済的にも一応の安定を得ている。

第3図 妻が病気で床についたことの有無と夫の欠勤状況別世帯割合

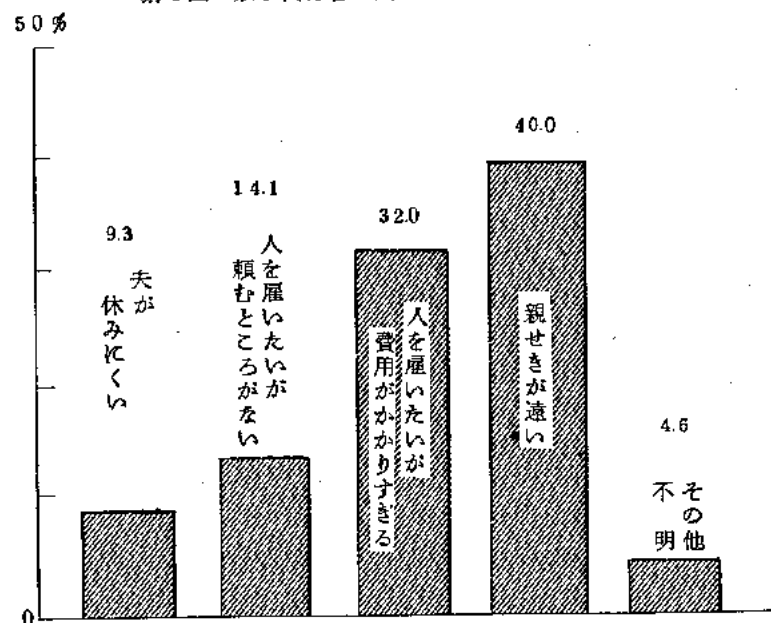


第2表 妻の病気・出産別・家事代行者別世帯割合

代行者 事由	同 居 の 家 族						親せき の 人	近所 の 人	雇っ た 人	その他 不 明
	小 計	夫	夫の母	妻の母	子 供	その他 不 明				
病 気	74.8	67.2	21.0	5.4	10.8	4.6	25.8	2.3	1.1	5.1
出 産	45.4	54.3	34.1	10.2	1.3	5.0	56.0	1.8	2.5	9.1

注 多答式のため100%を上廻る。

第4図 家事代行者に困った理由



以上のようなことから、この家事援助制度は、勤労者家庭の安定をはかるとともに事業所の生産性向上や中高年婦人の雇用対策の面から、あるいは近代的な家事サービス職業の確立という点からも、その意義は大きい。

この事業内ホームヘルプ制度を普及推進するに当たっては、現行法規、特に職業安定法中職業紹介や労働者供給等に関する条項に抵触しないように、又許可事業である家政婦の民間職業紹介事業を不当に圧迫することのないように、労働省（婦人少年局）においてその方式を、詳細に定めており、事業所が本制度を採用する場合や実施後において、制度運営が適正円滑に行なわれるよう各都道府県婦人少年室が事業所からの相談に応じ、その指導を行なっている。

また、制度推進の一環としてのホームヘルパーの養成については労働省婦人少年局が養成計画をすすめているが養成講習は国庫補助により都道府県が実施している。

なお、制度の実施主体としては、当初、個々の事業所を実施主体とする単一方式として発足したが近年中小企業においても労働者家族の福祉問題が関心をよび又、大企業の地方支店、分工場などにおいても本制度の導入を望む声が高まったため、労働省は昭和39年以降、複数の事業主によって構成される事業主団体を実施主体とする共同方式を定め単一方式と合わせて本制度の推進に努めている。両者は制度運営方法において多少異なるところもあるが基本原則は全く同じである。

2. 制度実施事業所数

(1) 方式別、都道府県別にみた制度実施事業所数

昭和47年3月31日現在、全国で本制度を実施している事業所及び団体の数は331実施主体となっている。このうちの大部分が単一方式によるもので304事業所あり、共同方式によるものが27団体となっている。

これを都道府県別にみると東京の83事業所を最高に、大阪の57事業所、愛知の27事業所、兵庫の26事業所等近代的産業の多い都道府県に普及していることがわかる（第3表）。これは本制度の特質（いわゆる勤労者家庭に本制度の必要度が高いこと）からきているものと思われる。

第3表 都道府県別制度実施事業所数

(47.3.31現在)

都道府県名	総数	単一方式	共同方式	都道府県名	総数	単一方式	共同方式
北海道	5	5		兵庫	27	26	1
埼玉	10	8	2	岡山	10	8	2
千葉	20	14	6	広島	11	9	2
東京	83	83		香川	1	1	
神奈川	22	20	2	愛媛	1	1	
福井	2	2		福岡	7	6	1
岐阜	4	2	2	佐賀	1	1	
静岡	11	10	1	長崎	5	5	
愛知	32	27	5	熊本	1	1	
三重	3	3		大分	1	1	
滋賀	1	1		宮崎	1	1	
京都	12	11	1	鹿児島	2	1	1
大阪	58	57	1	合計	331	304	27

(2) 産業別にみた制度実施事業所数

1. 産業別実施事業所の実情

単一方式における制度実施事業所数を産業別にみると製造業が167事業所で全体の55%占めて最も多く、次いで金融・保険業が64事業所（21.0%）、卸売業・小売業が20事業所（6.6%）、公務が18事業所（5.9%）、電気・ガス・水道業が16事業所（5.3%）その他の順になっている。（第5図）

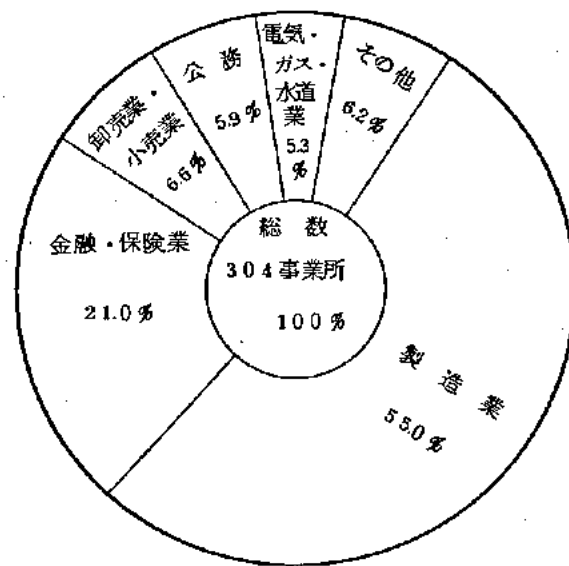
製造業の内訳を見ると、化学工業の27事業所、電気機械器具製造業の26事業所、輸送用機械器具製造業の24事業所、機械製造業の17事業所、鉄鋼業の16事業所、食料品製造業の14事業所、その他43事業所となっている。(第6図)

共同方式実施団体についてみると同種産業の事業主により構成されている事業協同組合などの団体(例 西陣着尺織物工業組合)、あるいは商工会(例 越ヶ谷市商工会)のように、地域における各種産業の事業主により構成されている団体などに導入されている。また本制度のために組織された協会(例 福岡事業内ホームヘルプ協会)などもある。

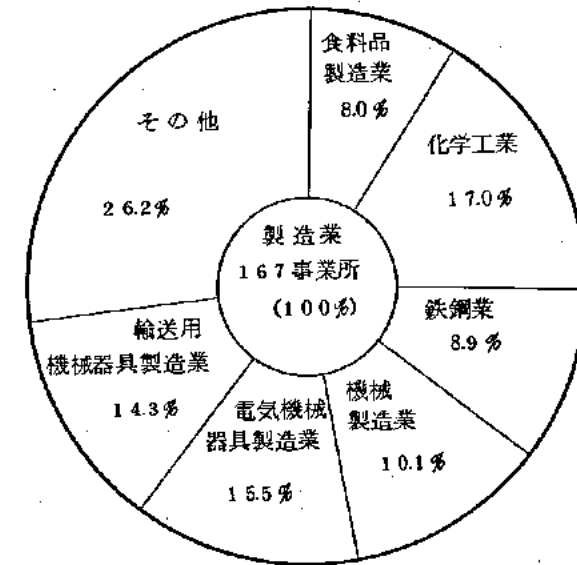
ロ 産業別実施事業所の推移

産業別実施事業所の推移をみると、制度発足当初においては、実施事業所の大部分が製造業と金融・保険業に限られていたが、その後卸売業・小売業、電気・ガス・水道業、公務においても実施されるようになり、現在では鉱業、建設業、不動産業、サービス業も加わって制度を実施する産業分野は大幅に拡大した。

第5図 産業別実施事業所割合(単一方式)



第6図 製造業における実施事業所割合(単一方式)

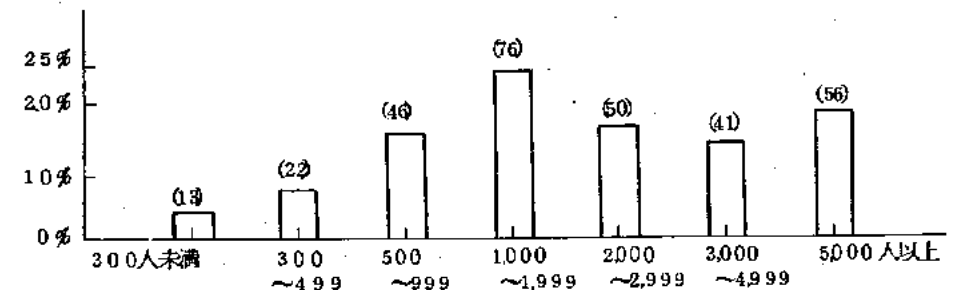


(3) 従業員数別にみた制度実施事業所数

単一方式における実施事業所を従業員数別にみると1,000～1,999人の事業所が最も多く全体の25.0%を占めている。次いで5,000人以上の事業所が18.5%、2,000～2,999人の事業所が16.5%、500～999人の事業所が15.1%の順(第7図)となっており、1,000人以上の事業所が223事業所で全体の約 $\frac{3}{4}$ を占めている。300人未満の中小規模事業所は13事業所と少ない。

共同方式における実施団体を従業員数別にみると5,000人以上が12団体で最も多く次いで1,000～4,999人が9団体1,000人未満の6団体となっている。

第7図 従業員数別制度実施事業所割合(単一方式)



注) () 内は制度実施事業所数

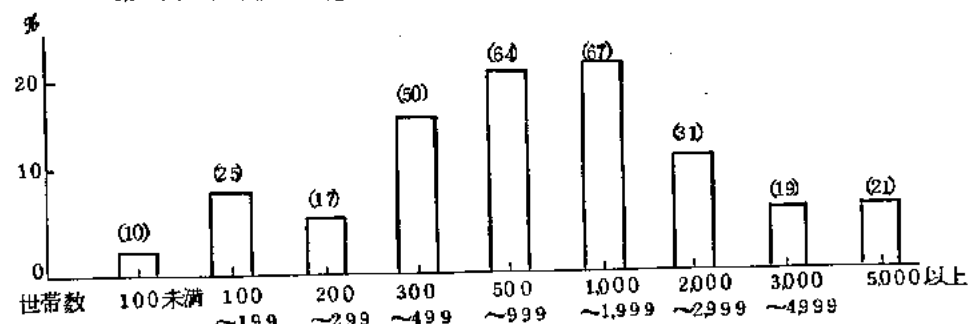
(4) 世帯数別にみた制度実施事業所数

単一方式における実施事業所数を従業員の世帯数別にみると、1,000～1,999世帯の事業所が最も多く67事業所(22.0%)となっている。次いで500～999世帯が64事業所(21.1%)、300～499世帯が50事業所(16.4%)となっている。

(第8図)

共同方式における実施団体数を従業員の世帯数別にみると300～1,999世帯が14団体で最も多く次いで2,000～4,999世帯の5団体5,000世帯以上の4団体299世帯以下の4団体の順となっている。

第8図 世帯数別実施事業所割合(単一方式)



注) () 内は制度実施事業所数である。

次に世帯数とホームヘルパー数との関係を見ると、世帯数の増加に比例してホームヘルパー数も増加するのが一般的である。300世帯未満の事業所のほとんどがホームヘルパーを1名雇用しているのに対し、300～999世帯の事業所では1～4名、1,000世帯以上になると1～9名まで幅広く雇用している。ホームヘルパー数を基準にしてみると1名雇用している事業所の約7割が300～1,999世帯の事業所であり、2名雇用している場合は約6割が500～2,999世帯の事業所である。また、3名以上雇用している場合は約8割の事業所が1,000世帯以上となっている。これら世帯数とホームヘルパー数との関係は事業所の勤労者世帯の年齢構成、家族構成、事故の頻度、福利厚生としてどの程度まで対象とするか等事業所の方針に影響されることが多い。

3. 制度利用料の実情

(1) 利用料の実情

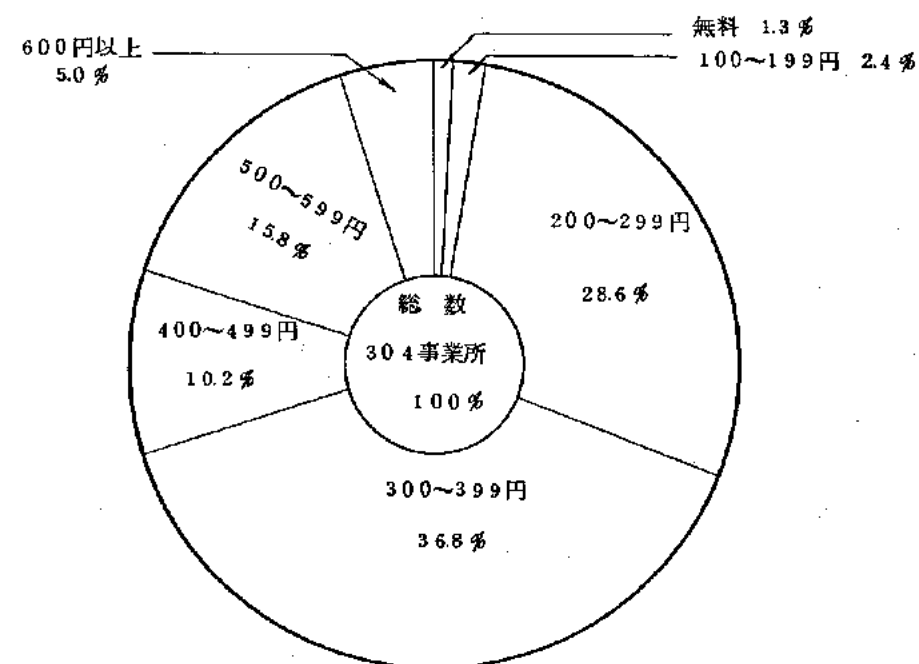
本制度は事業所の福利厚生事業として行なわれるのであるが、利用しない家庭との均衡上派遣家庭から、低額の利用料を徴収することはさし支えないとしている。ただし、この場合の利用料にはホームヘルパーの人件費は含まれず、制度の運営に必要な事務費(通信連絡費、

広報資料及び関連資料の印刷費、派遣交通費等)程度の額をこえないものとするよう指導している。

利用家庭から徴収している利用料は300円台としている事業所が全体の36.8%(112事業所)を占めて最も多く、次いで200円台の28.6%(87事業所)となっている。利用料が無料の事業所もみられるが最高は1,200円である。(第9図)

また共同方式実施団体についてみると300～500円としている団体が大部分である。

第9図 利用料別実施事業所割合(単一方式)

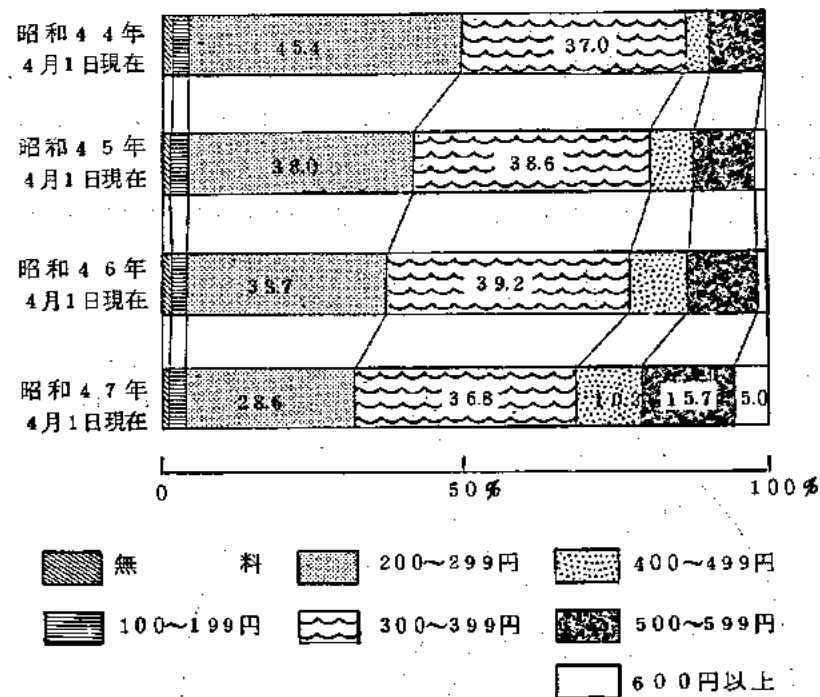


(2) 利用料の推移

最近の諸物価の値上りに伴い、制度運営事務費に含まれる連絡通信費、印刷費、派遣交通費等が値上りしていることから、利用料もわずかつづであるが年々高くなる傾向にある。

(第10図)

第10図 利用料の推移（単一方式）



4. ホームヘルパー派遣期間の限度

ホームヘルパーの派遣に当たり、特定の利用者の独占を避けホームヘルパーの健康管理の上からも、又本制度の趣旨である「不時の際の家事援助」ということを徹底させるためにも1回ごとの継続派遣日の限度を規定することが望ましいが、各事業所の運営の実態についてみると6日と規定している事業所が全体の約半数を占めており、次いで5日の20.5%、3日の17.8%となっている。なお、事業所によっては、家事担当者の出産の場合や他からの申込みがない場合等に一定期間を限って派遣期間を延長する例もみられる。（第4表）

第4表 派遣期間の限度

区 分	総 計	派 遣 期 間 の 限 度						
		3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	な し
事業所・団体	331	59	12	68	158	26	3	5
%	100.0	17.8	3.6	20.5	47.8	7.9	0.9	1.5

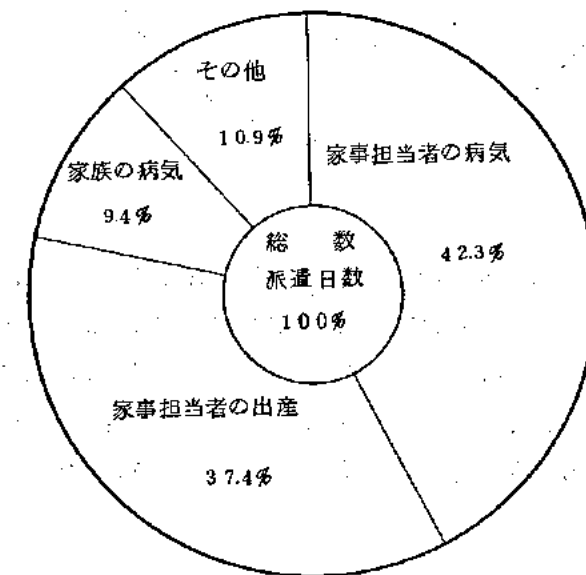
5. ホームヘルパーの派遣状況

(1) 事由別みた派遣状況

本制度の趣旨は、家庭における平常の家事担当者の不時の事故の際に、ホームヘルパーを派遣して、一時的に家事を援助するというものである。そこで従業員家庭がホームヘルパーの派遣を受けることができる場合として事業所が規定しているものは、大きく分けると、(1)家事担当者の病気の場合、(2)家事担当者の出産の場合、(3)家族の病気の場合、(4)その他前記に準じ、又は特に必要と認められた場合の4つとなる。

派遣状況を見ると、家事担当者の病気と家事担当者の出産の場合が79.7%を占めている。ついでその他の場合10.9%、家族の病気9.4%となっている。（第11図）

第11図 事由別派遣状況（単一方式）

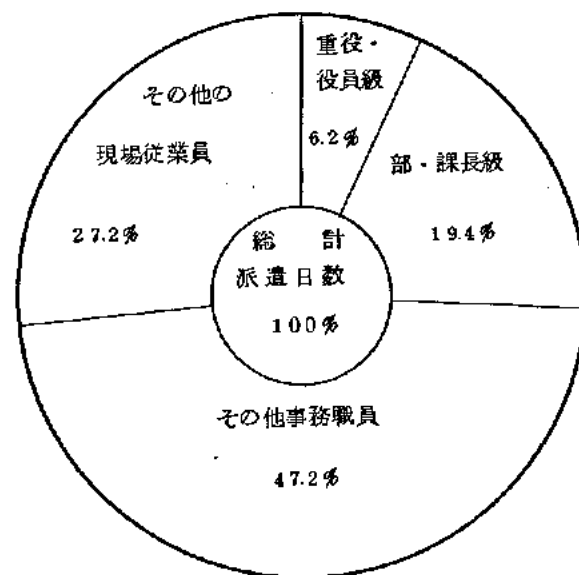


(2) 階層別みた派遣状況

単一方式についてみると重役・役員級及び部・課長級を除いた事務職員が47.2%で全体の約半数を占め、次いで現場従業員の27.2%で両方をあわせると全体の74.4%を占めている。（第12図）

一般的に年々制度の運営が軌道に乗り、その趣旨が浸透するにしたがって一般従業員の利用が増加していく傾向がある。

第12図 階層別派遣状況（単一方式）



(3) 家庭派遣率

家庭派遣率とは、ホームヘルパーの出動すべき日数にする家庭派遣日の比率である。家庭派遣率は同一事業所においても時期的な繁閑がある等一様ではないが、全国平均は50.9%と低く、各事業所間にはかなりの差がみられる。派遣率の低い主な理由としては、従業員に対する本制度の実施及び利用方法のPR不足、遠距離通勤者の増加等のため派遣対象とする従業員家庭が少ない、地域住民性による「家庭内に他人が入ることを嫌う」等があげられている。

6. ホームヘルパーの労働条件

(1) 身分

ホームヘルパーは事業所に常勤の形で雇用されているが、身分は実施主体の身分体系にあわせてそれぞれ定められている。

社員、職員等正規の従業員として扱われているものが、全体の30.1%を占めているが最も多いものは嘱託の61.8%である。最近の傾向としては職務内容の重要性からより以上の身分に改める事業所も多くなっている。

(2) 労働時間、休憩、休日

ホームヘルパーは労働基準法上の労働者として扱われるので、原則として実働8時間以内

で深夜業は禁止されている。始業時刻をみると9時としている事業所が最も多く、全体の43.1%である。次いで8時の29.2%でほとんどの事業所が8時から9時を始業時刻としている。また終業時刻についてみると午後5時としている事業所が圧倒的に多く全体の60.9%を占めており次いで午後5時30分が8.8%、午後4時が6.3%となっている。始業時刻の最も早いところは8時、最も遅いところは9時50分であり終業時刻について最も早いところは午後3時30分、遅いところは午後6時10分となっている。

また労働時間については、7時間としているところが全体の44.3%を占めて最も多く次いで8時間の23.6%、7時間30分が14.4%となっている。（第5表）

休憩時間については昼食時に1時間程度を与えている事業所がほとんどである。

時間外労働については、法定内（1日につき2時間1週につき6時間年間150時間）の範囲で実施されそれに対して所定の超過勤務手当が支給されている。

休日は法の定めるとり週1回となっている。

第5表 労働時間別事業所割合

(%)

時間 分	割合 (%)
～ 5 59	0.4
6 00	0.4
6 01 ～ 6 29	—
6 30	0.7
6 31 ～ 6 59	0.7
7 00	44.3
7 01 ～ 7 29	8.1
7 30	14.4
7 31 ～ 7 59	7.4
8 00	23.6
計	100.0

(3) 給 与

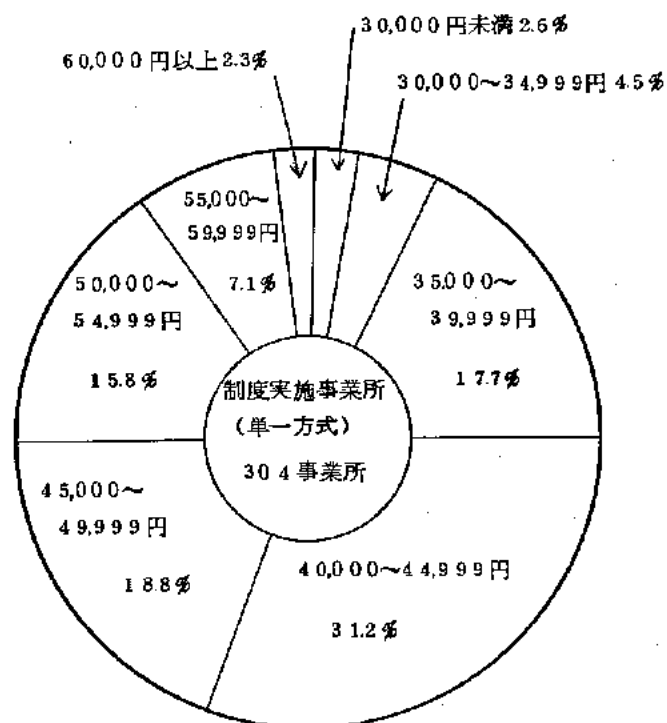
イ 基本給与の実態

ホームヘルパーの給与は、家庭派遣の有無にかかわらず一定額が支給されている。単一方式実施事業所についてみると、月間給与額40,000～44,999円のところが31.2%、45,000～49,999円が18.8%で基本給与は、40,000円台が半数を占めている。次いで、35,000～39,999円が17.7%、50,000～54,999円が15.8%となっている。(第13図)

共同方式についてみると、50,000円以下が殆どで、単一方式に比べると低くなっている。

昇給については、年1回としているところが多い。

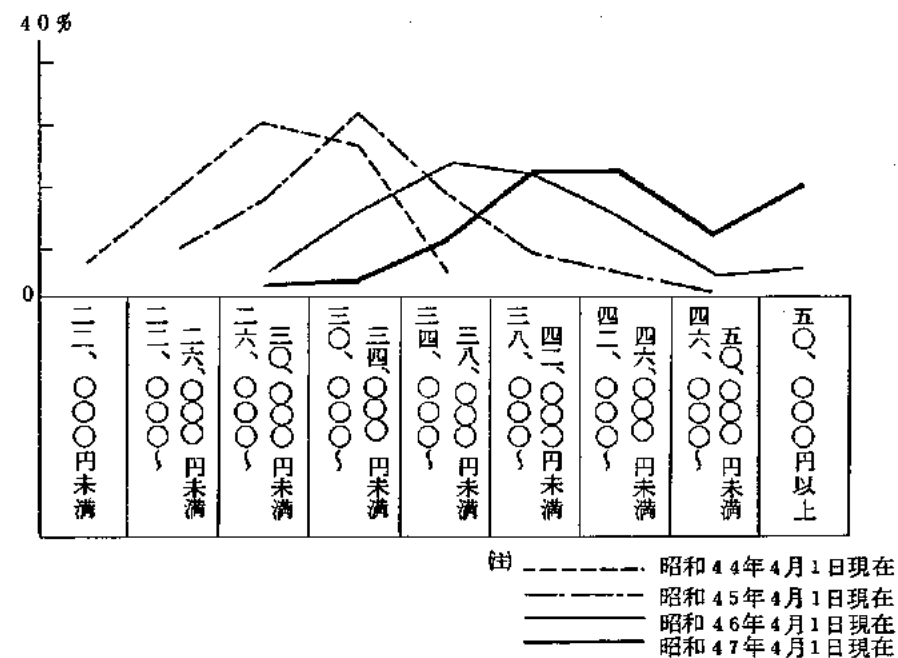
第13図 基本給与額別実施事業所割合(単一方式)



ロ 基本給与の推移

基本給与額は、ホームヘルパーの勤続に伴う昇給や初任給の上昇等に影響されて、年々高くなっている。昭和45年4月現在では、30,000～34,000円未満の事業所が最も多いが、46年4月現在では34,000～38,000円未満の事業所が、また47年4月現在では40,000～44,000円未満の事業所が最も多くなっている。(第14図)

第14図 基本給与の推移(単一方式)



(4) 各種手当

多くの事業所で基本給与の外に各種の手当を支給しているが最も多くの事業所で支給しているのは派遣手当と食事手当である。

派遣手当は1日につき100～700円まで種々みられるが、200～300円を支給している事業所が最も多い。又月に定額(3,000～5,000円)あるいは、派遣実績に応じて月額を定める事業所もある。食事手当については、家庭派遣時においてヘルパーは昼食持参であり社外勤務のため事業所の厚生施設(食堂)を利用できないことを理由とし支給されている。月額1,000～3,000円或いは派遣日1日につき50～500円まで種々あるが

月1,000円を支給する事業所が最も多い。

ヘルパー手当、技術手当、職務手当等ホームヘルパーとしての職務に対して支給されると
思われる手当を支給している例もある。又、ホームヘルパーに対しても一般従業員と同様家
族手当、住宅手当等を支給している事業所もある。

8. 制度運営の問題点とその対策

本制度は利用者からは利用料金の低廉、ホームヘルパーの信頼性、養成訓練により習得した
家事技術等のために非常に好評を得ている。又事業所からは従業員家庭の安定を図ることによ
って従業員の家事的理由による休暇、欠勤等が少なくなり、また、産業安全にも好結果をもた
らすなどの効果が評価されている。しかしその反面、本制度の管理運営上円滑さを欠く場合も
若干みられるので参考までに、問題点とその解決事例等をあげておきたい。

(1) 制度運営に関して

イ. 家庭派遣の状況について

家庭派遣率（ホームヘルパーの出勤すべき日数に対する家庭派遣日数の割合）をみると
全国平均50.9%と低くこれは各事業所の従業員とその家庭への広報の不足から、内容に対
する理解が不十分で利用されないことや、利用に繁閑があり申込みが重複するため等の理由
のほか、地域住民性による「家庭内に他人が入ることを嫌う。」等もあげられる。

PRの不足に対する方法としては、機会あるごとにPRすることとし、具体的には事業所
で発行している従業員手帳や社内報に本制度についてのPRをする。給料袋にチラシを同封
する。新入社員や転勤者に対してそ都度本制度について説明する。等の事例がみられる。地
域住民性による「家庭内に他人が入ることを嫌う。」ことについては内容に対する理解不十分が
原因と思われるので同地域において、利用した家庭では好評を得ていること等から本制度の趣旨
を更に広報理解させる必要があると思われる。

ロ. 利用家庭の固定化及び長期化について

本制度は一度利用した家庭からは好評を得何度も利用されるが一方「他人に自分の家を
のぞかせるのはいやだ」という閉鎖的な考えから利用しない家庭も見られる。このような
意識を変える啓蒙をはじめとして、本制度の趣旨内容についてPRし利用者の開拓をする
必要がある。

また派遣期間については規定上一定の限度があるが、他に利用者がいない場合同一家庭において
派遣期間の更新等により長期化する傾向もみられる。これによって有効な結果をもたらす
場合も少なくないが乱用されるなど制度本来の趣旨を逸脱することのないよう注意する必
要がある。

ハ. 遠距離派遣について

近年、持家が多くなったこと等で従業員家庭が広範囲にわたり、派遣にかなりの時間を
要する傾向がでているためホームヘルパーが疲労するという例が多くみられるようになった。
これについて、派遣家庭における始業時を遅くするなど勤務時間の調整をはかっている
ところや、派遣対象家庭を一定の交通所要時間範囲に制限する事業所がみられる。この
場合本制度を公平に利用できなくなるのでとり扱いを慎重にすべきであり勤務時間の調整
が必要であろう。

二. 利用申し込みの繁閑について

本制度利用申込みについては、繁閑をみている事業所があり、利用申込み希望日が重複
するためその調整に苦慮している。又これは解決方法としてホームヘルパーの増員のほか
利用が集中した場合だけ家政婦を会社であっせんし利用料金は社内で実施しているホーム
ヘルパー利用との差額を会社で負担するなどの対策をたてている事業所がみられる。

(2) ホームヘルパーの労務管理について

ホームヘルパーの労働は、派遣の都度、家庭構成や派遣理由、派遣経路の異なる家庭へ
派遣されるため心身にかかなりの負担となる。また、家庭までの派遣時間にかかなりの時間を
要する場合は、相当の負担となり、さらに派遣が連続した場合はホームヘルパーの労働が強
度になる。この点各事業所とも終業時刻の繰上げ、健康診断の実施、週に一度は社内勤務の
日とするなどの配慮がみられ、また定期的に健康診断を受けさせるなどの例がみられる。

ホームヘルパーの派遣が連続すると、制度担当者とホームヘルパーとの接触が得られず、
種々の問題について、把握する時機を失したり会社の従業員であるという自覚を稀薄にさせ
るおそれがある。これらの問題をなくすため実施事業所によっては、随時勤務報告書の提出を
義務づけているほか、特定日を社内勤務日に設定し、口頭による勤務報告を求め、併せて一
般従業員との接触を通じ会社の従業員としての認識をたかめさせる等人間関係の面にも気を
くばっている事業所が少なくない。

派遣申込みのない日の場合は、事業所に出社させ勤務報告書の作成、制度担当者に対する口
頭連絡等、勤務報告に関する事項等を行なっている。また、事業所の管理下で適当な他の作
業に従事させている例もみられる。派遣のない日が長期化した場合には、所属課内の事務補
助或いは独身寮、診療所等の付属施設において手伝いをさせている事例もみられる。

Ⅱ ホームヘルパー養成の概況

事業内ホームヘルプ制度におけるホームヘルパーは、家事作業について一定の資格を要求されている。したがってホームヘルパーの養成は、事業内ホームヘルプ制度の実施に必要なホームヘルパーを確保するために欠くことのできないものである。このため労働省（婦人少年局）では本制度推進の一環として昭和35年以来ホームヘルパーの養成をすすめている。

ホームヘルパー養成講習は昭和35年に東京で初めて実施され、以後制度の推進に合わせて、東京、大阪、神奈川、愛知などの工業県を開催地として実施されてきたが、昭和40年からは全国8カ所（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎）にある家事サービス職業訓練施設における訓練（いわゆる施設内講習）および、ホームヘルパーの需要がある県でその都度実施される短期家事サービス職業講習（いわゆる施設外講習）によって実施されるようになり、現在に至っている。

昭和46年度までの養成実施状況は第6表のとおりである。

第6表 ホームヘルパー養成講習実施状況

年度 都道府県	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度
北海道				○		○	○		○	○	○	
群馬						○						
埼玉						○	○	○	○	○	○	○
千葉							○	○	○	○	○	○
東京	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
神奈川		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
石川								○				
長野							○					
岐阜											○	
静岡			○			○						○
愛知		○	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
三重											○	
京都			○			○						
大阪	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
兵庫		○	○	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎
岡山					○							○
広島			○		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
山口							○					
福岡			○								◎	◎
長崎					○	○	◎	○				◎

(注) ○印は短期家事サービス職業講習

◎印は家事サービス職業訓練施設における養成

付表 1

制 度 実

施 事 例

事業所	産 業 分 類	従 業 員 数 (世帯数)	制度担 当部局	ホー ムヘル パ ー 数	利 用 料 ()内は時間外 1時間あたり
A	輸送用機械器具 製 造 業	13,862人 (9,200)	勤労部 福祉課	9 人	300 円 (50)
B	銀 行 業	12,720 (3,500)	人事部 厚生課	7	300 (50)
C	食料品製造業	658 (274)	総務部 総務課	1	400 (50)
D	公 務 (共済組合)	28,417 (17,046)	福利課 厚生係	4	500 (100)
E	卸 売 業	3,500 (2,100)	庶務課	1	0
F	公 務 (共済組合)	17,424 (10,000)	管理部 福利課	1	200 + 派遣交通費
G	鉄 鋼 業	16,000 (9,000)	厚生課	2	400
H	新 聞 業	1,506 (858)	総務部 厚生課	1	500
I	電 信・電話業	4,800 (3,160)	共済会 事務局	2	300 (100)
J	経 済 団 体 (勤労協会)	60,000 (5,000)	総務部	1	500 (100)

派遣期間 の 限 度	ホー ムヘルパー の 労 働 条 件				制度開始年月
	身 分	労働時間	基本 最高 給与 最低	そ の 他	
日 6	職 員	8:00 } 17:00	50,000 円 } 48,500	派遣手当1日250 円 通勤手当全額支給 賞与294,800~289,400 円	35. 1
5	嘱 託	9:00 } 17:00	47,000 } 41,700	食事手当月1,000 円 通勤手当全額支給 賞与233,800~138,300 円	37. 6
6	嘱 託	9:00 } 17:30	54,000	派遣手当1日200 円 通勤手当全額支給 賞与367,700 円	40. 9
6	職 員	8:30 } 17:15	44,100 } 40,200	派遣手当1日200 円 期末、勤勉、通勤手当等は公 務員に準ずる。	43. 10
6	正社員	8:00 } 16:25	42,000	通勤手当実費支給 賞与年2回	38. 4
5	職 員	9:00 } 17:00	56,300	通勤手当派遣交通費支給 技能手当2,000 円 住宅手当3,000 円 賞与、退職金制度あり	43. 5
5	社 員	9:00 } 17:00	59,440	諸手当月5,500 円 交通費支給 賞与年間5.5ヶ月	44. 7
6	嘱 託	8:00 } 17:00	41,000	外勤手当8,000 円 交通費1,580 円 賞与年2回	37. 9
6	職 員	8:30 } 17:00	64,400 } 62,600	派遣手当1日1,000 円 厚生手当月1,000 円 通勤手当全額支給 賞与386,400~375,600 円	36. 1
7	職 員	9:00 } 18:00	42,500	通勤手当全額支給 賞与年2回	42. 9

付表2 産業別実施事業所数(単一方式)

(昭和46年度実績分)

産 業 別	事業所数	%
飲 業	1	0.3
建 設 業	5	1.6
製 造 業	167	100.0
食 料 品 製 造 業	14	8
機 織 工 業	1	0.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	2.4
出版・印刷・同関連産業	7	4.2
化 学 工 業	27	17.0
石油製品・石炭製品製造業	9	5.3
ゴム製品製造業	3	1.8
窯業土石製品製造業	7	4.1
鉄 鋼 業	16	8.9
非鉄金属製造業	2	1.2
金属製品製造業	5	3.0
機 械 製 造 業	17	10.1
電気機械器具製造業	26	15.5
輸送用機械器具製造業	24	14.3
各種機械器具製造業	5	3.0
卸売業・小売業	20	6.6
金融・保険業	64	21.0
不 動 産 業	2	0.7
運 輸 通 信 業	8	2.6
電気・ガス・水道業	16	5.3
サ ー ビ ス 業	3	1.0
公 務	18	5.9
合 計	304	100.0

付表3 産業別制度実施事業所名簿

(1) 単一方式

(昭和47年3月末現在)

産 業 別	事業所名	都道府県名	産 業 別	事業所名	都道府県名
鉱 業	松島炭鉱(株)池島鉱業所	長 崎		(株)産業経済新聞社	東 京
				"	大 阪
建設業	木内建設(株)	静 岡		東京出版販売(株)本 社	東 京
	清水建設(株)本社	東 京			
	(株)竹中工務店大阪本店	大 阪	化学工業	科研化学(株) 静岡工場	静 岡
	日本通信建設(株)	東 京		藤沢薬品工業(株)	大 阪
	目黒通信建設(株)	東 京		塩野義製薬(株)	大 阪
製造業				武田薬品工業(株)大阪工場	大 阪
				武田薬品工業(株)	東 京
食料品製造業	朝日ビール(株)	東 京		" 本 社	大 阪
	" 大阪支社	大 阪		倉敷レイヨン(株)倉敷工場	岡 山
	(株)紀文	東 京		帝人(株) 松山工場	愛 媛
	キュービー(株) 仙川工場	東 京		(帝人(株)共済会)	
	" 伊丹工場	兵 庫		" 三原工場	広 島
	キリンビール(株)東京工場	東 京		(同 上)	
	" 横浜工場	神奈川		東レ(株) 本 店	東 京
	" 尼崎工場	兵 庫		" 三島工場	静 岡
	" 広島工場	広 島		" 名古屋工場	愛 知
	" 名古屋工場	愛 知		" 大阪事務所	大 阪
	サッポロビール(株)	東 京		ユニチカ(株) 宇治工場	京 都
	サントリー(株) 本 社	大 阪		三菱レイヨン(株)本 社	東 京
	" 東京支社	東 京		三井東圧化学(株)	
	近畿コカ-Colaボトリング(株)	大 阪		大阪工業所	大 阪
繊維工業	日本毛織(株)中山工場	千 葉		バンドー化学(株)	兵 庫
パルプ・紙・紙加工品製造業	大昭和製紙(株)	静 岡		日本エクスラン工業(株)	岡 山
	" 白老工場	北海道		西大寺工場	
	北越製紙(株)	東 京		日本ゼオン(株)	東 京
	三島製紙(株) 原田工場	静 岡		ハニー化成(株)	兵 庫
出版・印刷同関連産業	(株)京都新聞社	京 都		ライオン歯磨(株)	東 京
	(株)神戸新聞社	兵 庫		" 関西本社	大 阪
	(株)中国新聞社	広 島		住友金属工業(株)	東 京
	(株)西日本新聞社	福 岡		旭化成工業(株)	大 阪
				宇部興産(株)石油化学事業部	千 葉

産 業 別	事 業 所 名	都道府 府 名	産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名
石油製品・ 石炭製品製 造業	千葉ポリエチレン工場	千 葉	非鉄金属製 造業	大同製鋼(株)	愛 知
	旭化成工業(株)	東 京		東京支社	東 京
	旭ダウ(株) 川崎工場	神奈川		トビー工業(株)東京製造所	東 京
	越村石油(株)	東 京		神奈川製造所	神奈川
	帝国石油(株)	東 京		豊橋製造所	愛 知
	三菱石油(株) 水島製油所	岡 山		三菱製鋼(株) 長崎製鋼所	長 崎
	旭化成工業(株) 水島支社	岡 山		関東特殊製鋼(株)	神奈川
	丸善石油化学(株)千葉工場	千 葉		東伸製鋼(株)	東 京
	丸善石油(株) 東京本社	東 京		日本伸鋼(株)	大 阪
	丸善石油(株)	大 阪			
ゴム製品製 造業	丸善石油(株) 千葉製油所	千 葉	金属製品製 造業	古河電気工業(株)	千 葉
	三馬ゴム(株)	北海道		千葉電線製造所	千 葉
	柴田ゴム工業(株)	兵 庫		日本軽金属(株)	北海道
	東洋ゴム工業(株)	大 阪		苫小牧事業本部	
	ブリジストンタイヤ(株)	東 京		(株)片山鉄工所	大 阪
	東京工場			(株)榛葉シボリ製作所	静 岡
	(ブリジストンタイヤ 小平生活協同組合)			不二サッシ工業(株)	神奈川
				千葉工場	千 葉
				松尾橋梁(株)	大 阪
窯業・土石 製品製造業	旭硝子(株) 本 社	東 京	機械製造業	(株)島津製作所	京 都
	" 千葉工場	千 葉		ダイキン工業(株)	大 阪
	" 京浜工場	神奈川		千代田化工建設(株)	神奈川
	小野田セメント(株)	東 京		(株)椿本チエイン製作所	大 阪
	東京本部			東芝機械(株) 沼津工場	静 岡
	佐治タイル(株)	愛 知		日本精工(株) 大津工場	滋 賀
	品川白練瓦(株) 岡山工場	岡 山		パプコック日立(株)具工場	広 島
	日本陶器(株)	愛 知		日平産業(株)	神奈川
				(株)日立製作所電有工場	東 京
				(日立電有生活協同組合)	
鉄鋼業	山陽特殊製鋼(株)	兵 庫		(株)平野鉄工所	大 阪
	島文工業(株)	兵 庫		(株)山田トビー製作所	愛 知
	(株)神戸製鋼所	兵 庫		ヤンマーディゼル(株)	大 阪
	" 尼崎工場				
	" 呉工場	広 島			
	" 東京支社	東 京			
	大鉄工業(株)	大 阪			

産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名	産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名
電気機械器 具製造業	京都機械工具(株)	京 都	輸送用機械 器具製造業	愛知機械工業(株)	愛 知
	東洋ベアリング製造(株)	三 重		石川島播磨重工業(株)	東 京
	桑名工場			" 名古屋造船所	愛 知
	久保田鉄工(株)	大 阪		" 相生工場	兵 庫
	神鋼フェウドラ(株)	兵 庫		" 呉造船所	広 島
	三菱重工業(株)	愛 知		川崎重工業(株)	兵 庫
	名古屋機器製作所			" 兵庫工場	兵 庫
				" 坂出工場	香 川
				関東自動車工業(株)	神奈川
				佐世保重工業(株)	長 崎
	岩崎通信機(株)	東 京	精密機械器 具製造業	長崎造船所	神奈川
	(株)ダイヘン	大 阪		日産自動車(株)	東 京
	(株)京三製作所	神奈川		" 村山工場	東 京
	ソニー(株)	東 京		" 荻窪地区	東 京
	厚木工場	神奈川		(株)本田技術研究所	埼 玉
	ソニー稲沢(株)	愛 知		本田技研工業(株)	埼 玉
	日本ビクター(株)	神奈川		埼玉製作所	三 重
	(株)日立製作所習志野工場	千 葉		" 鈴鹿製作所	京 都
	富士電気製造(株)吹上工場	埼 玉		三菱重工業(株)京都製作所	愛 知
	" 千葉工場	千 葉		" 名古屋航空機製作所	愛 知
	" 川崎工場	神奈川		" 名古屋自動車製作所	愛 知
	" 三重工場	三 重		" 神戸造船所	兵 庫
	古河電池(株)	神奈川		" 水島自動車製作所	岡 山
	松下精工(株)	大 阪		" 広島造船所	広 島
	(松下精工(株)共済会)			" 長崎造船所	長 崎
	松下通信工業(株)	神奈川		三井造船(株)千葉造船所	千 葉
	松下電器産業(株)	大 阪		太平洋工業(株)	岐 阜
	(株)横河電気製作所	東 京			
	(株)三菱電気	東 京			
	島田理化学工業(株)	東 京			
	東光精機(株)	大 阪		オリンパス光学工業(株)	東 京
	スタンレー電気(株)	東 京		キャノンカメラ(株)	東 京
	芝電気(株)	東 京		ジェコー(株)	神奈川
	サンケン電気(株)	埼 玉		シチズン時計(株)	東 京
	昭和電工(株)千葉工場	千 葉		大日本スクリーン製造(株)	京 都
	富士電気(株)本社事務所	東 京			
	三菱電気(株)神戸製作所	兵 庫			

産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名	産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名
卸売業 小売業	㈱伊勢丹	東 京	㈱三和銀行 名古屋支店	愛 知	
	㈱松坂屋 名古屋店	愛 知	〃 福岡支店	福 岡	
	〃 大 阪 店	大 阪	㈱静岡銀行 (共済組合)	静 岡	
	伊藤忠商事㈱	大 阪	㈱住友銀行 東京事務所	東 京	
	〃 東京支社	東 京	〃 名古屋支店	愛 知	
	三菱商事㈱	東 京	〃 大阪支店	大 阪	
	〃 大阪支社	大 阪	〃 福岡支店	福 岡	
	丸紅飯田㈱	大 阪	住友信託銀行㈱	大 阪	
	〃 東京支店	東 京	〃		
	㈱主婦の店ダイエー	兵 庫	〃 東京総務部	東 京	
	㈱日興商会	兵 庫	㈱第一勧業銀行	東 京	
	東京マツダ販売㈱	東 京	〃 名古屋支店	愛 知	
	㈱関東マツダ	東 京	〃 大阪事務所	大 阪	
	㈱マツダオート 名古屋	愛 知	㈱大和銀行	大 阪	
	㈱トーマン	大 阪	〃 東京事務所	東 京	
	(㈱トーマン共済会)		㈱東海銀行	東 京	
	〃 東京支社	東 京	〃	愛 知	
	(同 上)		〃 大阪事務所	大 阪	
	〃 名古屋支社	愛 知	㈱東京銀行	東 京	
	(同 上)		〃 大阪支店	大 阪	
	長瀬産業㈱	大 阪	〃 名古屋支店	愛 知	
	〃 東京支社	東 京	日本銀行 大阪支店	大 阪	
	日商岩井㈱	大 阪	〃 神戸支店	兵 庫	
	金融・保険業	㈱京都銀行	京 都	㈱広島銀行	広 島
		㈱協和銀行	東 京	㈱三井銀行	東 京
		〃 名古屋支店	愛 知	〃 名古屋支店	愛 知
		〃 大阪事務所	大 阪	〃 大阪事務所	大 阪
㈱神戸銀行		兵 庫	㈱三菱銀行	東 京	
〃 東京総務部		東 京	〃 横浜支店	神奈川	
㈱埼玉銀行		埼 玉	〃 名古屋支店	愛 知	
〃			〃 京都支店	京 都	
㈱三和銀行		大 阪	〃 大阪事務所	大 阪	
〃 人事部		東 京	東洋信託銀行 大阪支店	大 阪	

産 業 別	事 業 所 名	都道府県名	産 業 別	事 業 所 名	都道府県名
	㈱横浜銀行	神奈川	電気・ガス・水道業	中部資材㈱	愛知
	㈱近畿相互銀行	大阪		㈱中国放送	広島
	㈱幸福相互銀行	大阪		関西電力㈱	大阪
	㈱名古屋相互銀行	愛知		(関西電力共済会)	
	㈱兵庫相互銀行	兵庫		〃 京都支店	京都
	㈱福徳相互銀行	大阪		(同 上)	
	㈱日本長期信用銀行	東京		〃 姫路支店	兵庫
	日本信託銀行㈱	東京		(同 上)	
	三井信託銀行㈱	東京		九州電力㈱	福岡
	㈱日本輸出入銀行	東京		(九州電力共済会)	
不動産業	(日本輸出入銀行 共済会)		サービス業	〃 北九州支店	福岡
	㈱北海道拓殖銀行	北海道		(同 上)	
	〃 東京事務所	東京		〃 福岡支店	福岡
	朝日生命保険相互会社	東京		(同 上)	
	千代田生命保険相互会社	東京		〃 佐賀支店	佐賀
	明治生命保険相互会社	東京		(同 上)	
	日本火災海上保険㈱	東京		〃 長崎支店	長崎
	大和証券㈱	東京		(同 上)	
	〃 大阪支店	大阪		〃 熊本支店	熊本
	山一証券㈱	東京		(同 上)	
運輸・通信業	㈱東京都民銀行	東京		〃 大分支店	大分
	東洋信託銀行㈱	東京		(同 上)	
	㈱十六銀行	岐阜		〃 宮崎支店	宮崎
	㈱大阪銀行	大阪		(同 上)	
				〃 鹿児島支店	鹿児島
	㈱大都リッチランド	大阪		(同 上)	
	東京建物㈱	東京		大阪ガス㈱	大阪
				東京瓦斯㈱	東京
	国際電信電話㈱	東京		(共済会)	
	(共済会)			東邦瓦斯㈱	愛知
	〃 大阪支社	大阪		三菱瓦斯化学㈱	岡山
	広島海運㈱	兵庫		〃 水島工場	
	横浜港務作業㈱	神奈川		㈱博報堂	東京
	大和運輸㈱	東京		〃 大阪広告本部	大阪
	㈱フジテレビジョン	東京		㈱電通	東京

産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名	産 業 別	事 業 所 名	都道府 県 名
公 務	埼玉県庁	埼 玉		京都市役所	京 都
	(県職員互助会)			(市職員厚生会)	
	千葉県庁	千 葉		神戸市役所	兵 庫
	(県職員互助会)			(市職員共済組合)	
	静岡県庁	静 岡		" (市立学校教職員	兵 庫
	(同 上)			共済会)	
	福井県庁	福 井		西宮市役所	兵 庫
	(県職員共済組合)			(市職員共済会)	
	埼玉県警察本部	埼 玉		京都府教育庁	京 都
	(県警察職員福利厚生会)			(公立学校共済組合	
	千葉県警察本部	千 葉		京都支部)	
	(千葉県旭光会)			千葉県教育庁	千 葉
	静岡県警察本部	静 岡		(公立学校共済組合	
	(県警察職員互助会)			千葉支部)	
	兵庫県警察本部	兵 庫		苫小牧市役所	北海道
	(警察互助会)			岡山県教育庁	岡 山
	埼玉県教育委員会	埼 玉		(公立学校共済組合	
	(県教職員互助会)			岡山支部)	
	福井県教育委員会	福 井			
	(同 上)				

(2) 共同方式

団 体 名	加盟事業所数	都道府県名
西陣着尺織物工業組合	355	京 都
神戸医師協同組合	1,060	兵 庫
中原工場協同組合	17	神奈川
松戸工業会	138	千 葉
岡山市歯科医師会	140	岡 山
一宮勤労協会	900	愛 知
協同組合三菱広船協力会	97	広 島
千葉出光・千葉旭興産互助会	2	千 葉
全山形屋共栄会本部	5	鹿児島
名古屋市医師会協同組合	960	愛 知
越ヶ谷市商工会	1,650	埼 玉
八 厚 会	3	千 葉
福岡事業内ホームヘルプ協会	6	福 岡
岡崎鉄工会	100	愛 知
横浜北工業会	273	神奈川
フェザーグループ福祉会	3	岐 阜
千葉市内陸企業連合会	65	千 葉
大垣労務推進会議	37	岐 阜
ナゴヤ西部機械協同組合	94	愛 知
大宮機工協同組合	15	埼 玉
南部鉄工業協同組合	115	愛 知
協同組合具造船協力会	75	広 島
みどり連合会	3	千 葉
曾谷親交会	17	"
清水港木材産業協同組合	139	静 岡
南産業会	270	大 阪
岡山市商店連合会	400	岡 山